はじめに

債務法改正の内容

双方未履行の双務契約における管財人の履行選択に関する判決の変遷

瑕疵担保責任に関する倒産管財人の選択権

論

説

ツにおける瑕疵担保責任 債務不履行化と倒産管財人の履行選択権 0

田 村

耕

51 (熊本法学116号 '09)

おわりに

整理と分析

はじめに

利が行使可能か否かにつき見解が異なり、さらに所有権留保の有無で取扱いが異なるとの指摘も存在する。 行が優先し追完が不奏功の場合に他の権利が行使できると解されており、この点に関し倒産手続においても他の権 るから、まずは瑕疵担保責任において双務性を有する債権債務関係の確認が必要である。また、ドイツでは追完履 瑕疵担保責任は、 されている。倒産法一○三条には、わが国の破産法五三条に該当する倒産管財人の履行選択権が規定されており、 知のとおりである。また、債務法が改正される以前の一九九四年に、清算と再生の入口を一本化した倒産法が制定 ドイツでは二〇〇二年の債務法現代化により売主の担保責任が改正され、一般給付障害法に統合されたことは周 債務不履行化に伴って正式に選択権の対象となった。本条は、双方未履行の双務契約が前提であ

られているわけではない。そこで、本稿は、先行して改正されたドイツの議論状況を紹介し、わが国への一定の示 するかが盛んに論じられている。しかし、民法における議論では、 わが国でも債権法を中心とする民法典の見直しが始まっており、特に瑕疵担保責任については、制度設計をどう 必ずしも倒産時の取扱いまで射程に入れて論じ

唆を得ることを目的とする。

なお、本稿においては、動産に関する物の瑕疵を前提とする。また、双務性とは「その反対給付を得るために引き 保責任における管財人の履行選択権に関する見解を明らかにし(三)、ドイツにおける特徴を整理・分析する 本稿では、まず債務法改正の内容(一)、管財人の履行選択権に関するBGH判決の変遷 =に触れ、 瑕疵担 四。

(代物・修補)・解除・代金減額・損害賠償の請求である。

受けられる依存関係」の意味で用いる。 本文中の単なる条文はBGBを指し、 倒産法はドイツの倒産法を指す。

債務法改正の内容

請求権は一般の給付障害法(二八〇条以下)に基づき生じる。買主に与えられる手段は、 がある(四三三条一項二文)。売主がこの義務を履行しない場合、二八〇条一項の義務違反となり、買主の権利と 物の給付は契約上の義務となった。具体的には、売主には物的及び権利の瑕疵のない目的物を買主に供給する義務 債務法改正により担保責任 (Gewährleistungsrecht)は請負をモデルにして売買と請負で統一され、 四三七条により追完履行 瑕疵なき

るだけでなく、売主に契約に適った履行に基づき代金を「取得」する機会を与えなければならない。 行のための「セカンドチャンス」を有するのであり、 履行すべき相当の期間として買主の権原(他の権利の行使)を一時停止できる。つまり、売主は、契約に適った履 における売主の給付義務であるが、売主は追完の義務を負うばかりでなく原則としてその権限があり、 注意を要するのは、 追完履行が優先し他の権利は二次的に行使し得ることである。そして、担保責任は売買契約 買主は、直接に契約を解除または代金を減額する権原を有す そのために

双務的な本旨義務(Synallagma)となった。したがって、代金未払の場合、

買主は

売買においては担保責任が契約上の義務となったため、代金支払義務に対して瑕疵なき物の給付義務は、 「追完履行があるまで支払わ 売主の 53 (熊本法学116号 '09)

基礎づけられる。具体的には、次のようになる。

ある)。なお、追完請求は質的には履行請求であるものの、BGBは消滅時効の起算点と期間を別に規定しており、 ない」という契約不履行の抗弁(三二〇条;わが国の同時履行の抗弁に相当) 応両者を区別する。また、優先とはいえ追完履行は、買主によって採り得る手段の中から選択、 も可能となる(反対に売主も同様で 行使されて初め

て機能する。したがって、買主の選択権行使によって売買代金債権と瑕疵のない代物履行の双務性の実施は初めて

は、「不相当な費用」がかかる場合に認められる(四三九条三項)。追完拒絶の場合及び追完のための相当期間を徒 務性を有することになるため、 できる。代物給付の場合、買主は瑕疵物の返還義務を負う(四三九条四項)。基本的には代金債務と代物給付が双 給付された物に瑕疵がある場合、買主はまず追完を請求する。売主は、追完を履行したら代金全額を得ることが 瑕疵物の返還と代物の給付が引換えの関係に立つかは争いがある。 (**) 売主の追完拒絶

らない。 。 両者の返還債務関係は双務性を有する。買主は、瑕疵物を利用したことによって取得した利益も返還しなければな 解除権は形成権であり、双方の本来の債務は消滅し、売主は既払金の返還債務、買主は瑕疵物の返還義務を負い、

過した場合、買主は、解除・代金減額・損害賠償を請求することになる(四四〇条)。

払がなお不足の場合は支払義務が存続し、 代金減額請求は形成権であり、 瑕疵物と減額後の代金が「契約に適った給付」として形成される。買主による支 過払の場合は売主は返還債務を負う(四四一条四項)。以上の場合は片

務となるため双務性は問題にならない。

(Differenzmethode;差額説)と本来履行されるべき目的物の代償とする説(Surrogationsmethode;代償説 給付に代る損害賠償は二種類ある。 履行された場合の経済的利益と免れた反対給付の差額とする説 は、

所有権留保特約がない場合は追完を拒否でき、

ある場合は追完履行に応じなければならなくなる。

これでは

償 が れあり、 V, の場合、 の場合、 両者の返還債務関係は双務性を有する 改正後は事例に応じた自由な選択が可能となった。 (E) 本来の給付請求権は排除され(二八一条四項)、 買主は瑕疵物を保持し、瑕疵によって生じた損害の賠償を請求する。この場合、 (結果として解除の場合と同じとなる)。 売主は既払金の返還債務、 いわゆる「大きな損害賠償」である給付に代る損害賠 もう一つの「小さな損害賠 買主は瑕疵物の返還債 売主にのみ損害賠償

債務が生じ、 以上、買主による権利行使の結果、 買主には何ら債務は生じないため、 双務性があるのは、 双務性は問題にならない ①完全履行と代金支払、 ②瑕疵物と既払金の返還債務関

係である。したがって、代金完済前かつ目的物に瑕疵がある場合に倒産手続が開始されたときは、

後述する倒産法

○三条の倒産管財人の選択権の対象となる。

関して一〇七条に所有権留保の特則を有しており、 らば売主の倒産管財人は追完履行に応じなければならず倒産法一○三条の選択権はない。 売主倒産の場合に完全履行義務が倒産法一○七条一項二文の「更なる義務」に該当する可能性がある。 では、売買目的物に瑕疵があった場合、 所有権留保の有無で何か違いは生じるのか。 債務法改正で担保責任が債務不履行化する前に制定されたため、 倒産法は管財人の選択権に そうすると売主の管財人 該当するな

ている買主の期待権の方が所有権より保護されてしまう。 所有権を得た買主よりも所有権を留保された買主の方が追完の点で保護が厚くなり、 所有権のマイナスと評価され

に対して、 問題ではない。 しかし、 所有権 追完請求は買主から売主に対する権利であり売主がどこまで履行としてなすべきかという問題であるの したがって、 留保は代金債権担保という売主の 買主が自らの代金債務を履行する限り、 「権利確保」 の問題であり、 所有権留保の有無で売主の完全履行に関 完全な物を給付する 「義務 (履行)」

まですべきかという債務法の問題であることが意識されているといえよう。

産法一○三条の適用対象とされている。このような理解は、担保責任は所有権移転の問題ではなく、 て差異を生じさせる必要はないと考えられる。 一般に、所有権留保が合意されている場合も瑕疵担保については倒 債務者がどこ

関する選択であるから、まさに倒産法一○三条の特則としての一○七条二項である。 は、 なお、所有権留保が合意されている場合において、売主の倒産手続開始前に既に代物履行が請求されていたとき 代物に期待権が生じるため倒産法一〇七条一項で処理される。また、 買主倒産においては、代金債務の履行に

双方未履行の双務契約における管財人の履行選択に関する判決の変遷

判例が変更された。 を持たないことになる。しかし、この判決には批判が多く、二〇〇二年に第九民事部は原則判決で消滅説を放棄し は何ら権利を形成する効果を有せず、履行請求により元々の履行請求権が再び新しく生じるとする「消滅説 破産債権となるが、管財人の履行拒絶によって初めて契約の変形が生じると判示していた。その後、 拒絶」によって初めて従来の権利関係は解消され契約は不履行による損害賠償の清算関係に変形すると解していた (Fortbestehenstheorie;存続説)。 (Erlöschenstheorie)」を採用した。消滅説だと、いわゆる倒産実体法は形式的には実体法上の権利との連続性 かつての通説とBGHは、 第九民事部は、双務の履行請求権は破産手続の開始と共に既に消滅し、破産管財人の履行拒絶 双方が未履行の履行請求権に関して破産の開始は何ら影響を及さず、管財人の「履行 一九八四年にBGHの第八民事部は、 契約当事者の請求権は手続開始と共に 一九八八年に

る_②

Erfüllungsansprüche)」といわれる見解であり、 次のように判示した。これは、「履行請求の貫徹力の喪失説 次のような内容である。 (Theorie vom Verlust der Durchsetzbarkeit der

61 しろ、未だ履行されていない請求権は、手続開始前にもたらされた履行に対する相応の反対給付が整えられてい ①倒産手続の開始は実体法上の変形という意味において双務契約から生じる履行請求権の消滅をもたらさない。 限り、 倒産手続において、 その貫徹可能性が消える。 な む

②管財人が履行を選択した場合、 容的には同等であるが法的な同一性は有しておらず、 評されている)。もっとも、 財団債務ないし財団債権という新しい性質が付与されるため、 貫徹不可能な履行請求権は、 当初の履行請求権は消滅し新しい請求権によって置換えられ 元々の債権の法的性質を保つ 当初の履行請求権と内 (Qualitätssprung ン

履行による請求 求権は、 ③管財人が不履行を選択した場合(履行が拒まれるか、 そのままでかつ貫徹不可能である。 (倒産法一〇三条二項一文) ではなく倒産手続に参加できる。変形はむしろ契約当事者が不履行に 履行拒絶は何ら権利を形成する表明ではないから、 相手方の促しに拘らず選択が表明されない場合)、 契約当事者は、 履行請 不

基づく債権を行使して初めて生じる。

より請求権自体は存続しその貫徹力が喪失する。その後の管財人の「不履行」選択は失効の「宣言」に過ぎず、 は 財人が履行を選択すると同等の債権が効力を有するため、 倒産法上の権利形成的効力という点からは、 倒産手続の開始 (消滅)」と「履行の選択 (権利発生)」が重要であった。 存続説では管財人の 管財人の 「履行拒絶 「履行の選択 貫徹力喪失説では、 (損害賠償に転化)」 (効力発生)」が重要な意味を持 まず倒産開始 が、 消 滅説 管 で

(但し厳密には別債権)。

は貫徹力喪失説を前提に論を進める。

間 択によって厳密には別債権であるとしても倒産法の理念に基づき必要な配慮が施されたに過ぎず、 せるための構成であるから、 .の厳格な等価性の原則」がより重視されており「契約の履行」である点を示唆する。貫徹力喪失説では履行の選 プリュッティングは、存続説及び消滅説は履行「請求権」を対象とし、 倒産手続においても双務契約の履行という観点から検討すべきである。以下、本稿で 貫徹力喪失説は「双務契約の契約当事者 貫徹力を復活さ

三 瑕疵担保責任に関する倒産管財人の選択権

1 売主の倒産

償を請求した場合、 の見解が生じる。破産者により供給された物がその瑕疵に拘らず支払われた代金より価値がある場合 は失われる。そこで、管財人は解除に同意を表明でき(旧四六五条)、返還債務関係は破産法一七条の類推適用と 接適用はない。 と目的物に瑕疵がある場合に追完の権利・義務はない。請負契約とは別である。したがって、倒産法一〇三条の直 でもある Kreft 判事によると、「特定物売買について支配的見解は肯定していたが、私見では旧四七六a条をみる 債務法改正前の状況につき、 売主の倒産において、管財人は全売買代金を得ることはできない。買主が代金減額あるいは損害賠 効果は財団に対して否定的にのみ作用し履行選択はない。解除の場合、売買代金に関する請求 貫徹力喪失説を判示し Münchner 倒産法コンメンタール第一〇三条の著者の一人 (買主が全く

支払っていない場合)、管財人は上回る価値を現実化する必要がある。」と指摘されてい

、 る_②

を保持することは可能だろうか。ここでは担保責任における売主の権限、「セカンドチャンス」及び倒産法一〇三 場合など、 えられる (既払金を返還して損害賠償を倒産債権として)。もっとも、この場合、 瑕疵物を保持したいときは瑕疵を引合いに出さないことが予想される。では、 瑕疵物が既払額よりも価値がある場合、 売主の管財人は瑕疵物の財団への組込みを希望することが考 買主は瑕疵が軽微で直せばよ 買主はこの方法で瑕疵物

条の選択権をどう解するかが問題となる。

まり、 産手続において売主には何ら返還請求権は発生しない。もちろん、瑕疵について争われている場合は管財人の行為 履行を請求して初めて管財人の履行選択の問題となる。 は何ら倒産法一○三条の意味における選択権行使とはならない。まず管財人による瑕疵の承認があり、 行請求が先である。 まず、 買主が目的物の瑕疵に関して追完を要求しない限り、 新しい瑕疵担保責任法では、 そして、これは倒産法一○三条に関するBGHの新しい理解 売主の 「セカンドチャンス」は買主の相応する要求に依存し、 倒産法一〇三条は契約に何の効力も与えないので、 (貫徹力喪失説) と一致する。 まず買主の 買主が追完 履 0

解除 履行が選択された場合は実体法上の権利が実現 代金減額・ 損害賠償が行使可能であるが、 倒産法上はどうなるかである (この点は②で言及する)。 (貫徹) される。 問題は、 追完履行が不奏功の場合にBGBでは

(1) 追完請求

場合、 完全履行と代金支払は双務性があるので、 先の実体法の状態が履行され、 管財人は追完履行義務を負う一方で残代金を財団に得ることができ、 売主の管財人は倒産法一 ○三条の選択権を有する。 履行が選択された さらに

代物給付の場合、 **瑕疵物の財団への返還を請求することができる(三四六条以下、四三九条四項)。**

り差額決済される。管財人は瑕疵ある目的物に相応する売買代金を得ることができ、買主が過払いの場合は倒産債 疵物は買主に残り、不履行に基づく損害賠償の範囲で差額決済(Rechnungsposten)となる。既払金も財団に残 原則として追完の不履行による買主の損害賠償請求が倒産債権となる(倒産法一○三条二項一文)。この場合、 がって、 の履行拒絶ではなく、倒産手続開始により既に生じた双方の契約上の義務の失効を「宣言」するに過ぎない。 不履行が選択された場合、倒産法一〇三条の不履行の選択は、二八一条二項、三二三条二項一号、 BGBでは履行拒絶により解除・代金減額・損害賠償が行使できるものの、倒産法では不履行選択により、 四四〇条一文 瑕

返還を基礎づけないとする見解が多数であり、二○○三年のBGH判決も同様の立場を採る旣 により管財人に不履行を理由とする請求権は何ら生じない。したがって、管財人の履行拒絶は原則として既履行(タン) は倒産管財人の履行拒絶に伴い消滅あるいは変形するわけではないから、 る損害を瑕疵物が上回るなら管財人は瑕疵物を再び取戻し得る、とする。 管財人は不履行を選択した上で瑕疵ある目的物を取戻し得るかにつき、Scherer は、不履行により買主に発生す 更なる履行のみが抜落ち、 しかし、売買契約は倒産手続の開始 倒産手続開始

権として請求される。

した場合は、 ていない)所有権移転の合意に関する条文であり、追完請求に関してではない。したがって、管財人が履行を選択 おり所有権は移転する。 所有権留保が合意されていた場合、既に述べたように、倒産法一○七条は未だ履行されていない 所有権留保が合意されていない場合と同じ扱いであり、代金が支払われて条件が成就するため予定ど (結果が発生し

しかし、Schererは、所有権留保が合意されている場合に不履行が選択されたときは、「債権の問題として、 双 扱

いに差が大きい

三条、三四六条に基づき管財人の売買契約解除によってのみ抜落ち、 権に基づき再び財団に取戻すことができる。」とする。その上で、「売買契約に基づく占有権は四四九条二項、第 という条件はもはや履行され得ない。 務関係には双務性があるので倒産法一〇三条の類推適用がある。」と述べ、 方の契約上の義務の失効は宣言され、 新しい瑕疵担保責任法に基づき代金の返還は倒産法五五条一項二号の財団債務となる。 また、 売主の追完履行と買主の支払義務は同時に抜落ちるので、 物権の問題として、 売主は瑕疵ある売買目的物を自己に留保した所有 瑕疵物の取戻しは解除表明と推定され得るの 所有権留保の実行は解除によることか また解除による返還債 完全な代金の支払

でのみ図られ、 ら Schere のように解すると、 回 四九条二項)、 所有権留保が合意されている場合は解除により瑕疵物が取戻され、 実行即ち解除表明は同時に発生した返還債務関係の履行選択の推定を意味する、 倒産法上は、 管財人が追完の不履行を選択した場合、 既払金の返還は財団債務となり、 通常の買主の救済は損害賠償 と指摘する。

(2)

倒

産手続開始前に解除権が行使されていれば、

を認める。 務契約ではないが、 問題は、 手続開始後の解除の可否である。 その先行する債務関係の後に現れる作用(Nachwirkung)として倒産法一〇三条の BGBでは、 追完が不奏功の場合に解除・ 代金減額 類 損 推 害賠 適 用

既にみたように双務性のある返還債務関係が生じる。

通説は、

双

管財人により追完履行が選択された後に追完が履行されない 場合、 そもそも追完が拒否されたと解するか

償が行使できる

どうかが問題となる。 ①で述べたように追完の不履行選択であれば、 他の権利は行使できない。 しかし、 初めから

説

論

使可能である。

四三九条三項一文や二七五条二・三項の拒絶である。したがって、BGBに従うと解除・代金減額・損害賠償が行 拒否し得たのに追完履行を選択したのであるから、追完履行が選択された後の追完不履行は、 債務不履行あるいは

返還債務関係に関する新たな選択権が生じ、処理される。代金減額と損害賠償には言及されていないが、これは瑕 の見解がある。もっとも、この場合、買主は開始された倒産手続の中でなお有効に解除することができ、その際は 徹不能による売買法の停止が解除を排除するため、履行拒絶により四三七条の権利は倒産手続内で行使できないと 必要な期間が経過していない場合も倒産手続開始により権利行使の遮断は生じ、期間が満了しても履行請求権 減額・損害賠償が行使できるかどうかは、見解が分れている。まず、倒産手続開始までに履行または追完のために しかしながら、 倒産手続開始によって実体法上の権利は貫徹力が喪失するため、倒産手続においても解除 ・代金 の貫

その債務不履行として改めて解除権がもたらされる、とする。 ても手続開始で遮断される、とする。もっとも、管財人の履行選択で管財人と買主との間に新しい関係が構築され、 Scherer は解除が当然できることを前提に検討している。一方で Wegener は、手続開始前に解除権が成立してな ,限り、手続開始が権利展開 これに対して、BGBに従って、 (Rechtsentwicklung)の障害となり、また手続開始前に既に解除権が成立してい 解除・代金減額・損害賠償が行使できるという見解もある(Scherer,Wegener)。

疵担保ではなく一般の債務不履行を理由とする解除であるからと考えられる。

債務として返還しなければならない。 択した場合、管財人は売買目的物を再び財産とすることができるものの、売買代金を倒産法五五条一項二号の財団 手続開始前後に拘らず、解除による返還債務関係が双方未履行で倒産法一〇三条が適用され、 管財人が履行を選 ある

(四四九条二項)。

還であり損害賠償ではない。 すると返還債務関係と損害賠償請求の関係はどう解せばよいのか。 なお、債務法改正後の三二五条では解除と損害賠償が同時に行使可能となった。では、倒産法上も行使できると したがって、 損害賠償は財団債務ではなく倒産債権 既払金の返還請求に相応する債務は瑕疵物の返 (倒産法三八条) として行使され

で管財人は容易に達成し得るため、管財人が返還関係の不履行を選択した以上、 の損害賠償を倒産債権者として請求し得る、とする。しかし、Scherer は、 三条二項で損害賠償となる。Huber は、この場合に買主は瑕疵物を返還し、その代りに瑕疵のない目的物 管財人が返還債務関係の不履行を選択した場合、双方に返還債務は生じない。買主が過払いの場合、 同様の目的は返還債務関係の履行選択 損害賠償において差額決済の関係 倒産法 0 価 _ O 値

と考える。 なお、 所有権留保に言及する Scherer は、 解除に関しては同様とする。 所有権留保の実行は解除によるからで

(3) 代金減額

代金減額の要件は解除と同じとなる。減額請求が認められたとすると、次のようになる。 れて手続開始後は買主は代金を減額できないとする。なお、 ない場合を除き、 に買主は代金を減額できるとする。 Wegener は、 倒 .産手続開始後の代金減額の行使についても同様の問題がある。Scherer は、 手続開始前に生じているが行使されていない代金減額権は手続開始で屈し、 管財人が追完履行を選択した後で設定期間内に履行をもたらさ 四四一条一項一文の 手続開始の効果に触れることなし 「解除に代えて」という文言から、 解除権同様に制限さ

評価され、

倒産法一〇三条の適用はない。

れた目的物が契約上保護された履行となる。つまり、代金減額の場合、売主は契約上の義務を事後的に履行したと 形成権である減額請求により減額された売買代金と瑕疵ある目的物が契約に適った履行と形成され、 既に引渡さ

始時に契約に存在するから、買主の返還請求は倒産債権となる。 除の効果)、四四一条一項に基づき代金返還請求ができる。減額請求により契約は変形されるものの基礎は手続開 既に支払われた額が減額後の額より低い場合、売主はなお不足額を請求できる。高い場合、買主は三四六条 **(解**

らされた場合、 所有権留保が合意されていた場合、契約で定められた売買代金が減額されるため、減額後の額で条件成就がもた 所有権の移転が起こる。したがって、倒産法一○三条に基づく選択権はやはり存在しない。 (雲)

(4) 損害賠償

害賠償を行使できず、損害賠償請求は管財人が契約不履行を選択する前には生じないとする。 手続開始後の損害賠償請求も同様の問題がある。Scherer は当然に承認するが、Wegener は四三七条三項の損

八条を指示し、三四八条 疵なき物が給付された状態を確保することになる。この場合の反対給付に関する二八一条五項は、三四六条―三四 代償という意味の「大きな損害賠償」の場合、 (同時履行)により瑕疵ある目的物と既払金の返還は双務関係に立つ。したがって、この 瑕疵ある目的物を買主が保持するのではなく損害賠償の方法で瑕

ないので倒産債権となる。不履行が選択された場合、 履行が選択された場合、双方は返還されるが、損害賠償の内で瑕疵に対応する部分(オーバー部分)は双務性が 買主は損害賠償全額で倒産債権者となる。Scherer は、 瑕疵

関係については倒産法一○三条が適用される。

物の価値に該当する損害賠償を倒産債権として有する限り、 瑕疵ある目的物は買主に留まる、

み倒産法一○三条の適用がないだけで、 も買主は単に倒産債権者として差額を請求できる。代物や修補請求と同時に請求された場合、 買主から売主に対する請求しか存在しないので倒産法一〇三条の適用はなく、 差額を請求する「小さな損害賠償」 の場合、 代物や修補については双方未履行の債務関係であり、 買主は瑕疵物を保持し瑕疵による減価の損害を請求する。 管財人は履行するしかない。 損害賠償に関しての 一〇三条の選択権 もっと の

対象となることに変りはない。

基づき買主は倒産債権者とする。 の点で追完履行を拒んだ場合と同様である、 の請求によって売買代金請求は失効し、 的物を保持するなら損害賠償請求の全額で倒産債権者になる、とする。 履行を選択することが予想される、 再び財団に取戻すことができるものの、 双方の契約上の義務は損害賠償請求に基づきいずれにせよ失効し、 ればならないとする。 所有権留保について Scherer は、 これは履行の選択と同じ結論となることから、 と指摘する。また、不履行を選択した場合、買主は、 「大きな損害賠償」に関して履行選択の場合は同じとし、 管財人は留保した所有権に基づき売買目的物を再び取戻し得るので、 倒産法五五条一項二文により財団債務として既払金を財団から返還しなけ とする。 なお、 売買代金を上回る損害賠償については倒産法三八 売主は自己に留保した所有権に基づき目的 Scherer は、 「小さな損害賠償」に関しては、 管財人がこの結果を望む場合は 財団が関心を持たな 不履行選択 損害 0 넇 結論 賠 物を 答は 償 Ħ

戻しが可能であり、 0 配慮がない) Scherer によると、「大きな損害賠償」の場合、 にも拘らず、 扱いに差が生じない。 所有権留保の有無によって しかし、 所有権留保の有無にかかわらず履行選択で管財人は瑕 「小さな損害賠償」 (落度のない) の場合、 買主は瑕疵物の保持という点で差が大きい 管財· 人の選択権がな (倒 疵 物 産 法 の 取

「小さな損害賠償」の場合、形成的効力がある代金減額の場合と異なり、 いことが確定するからだと思われる。 完全な代金の支払という条件が成就しな

関係がなく、倒産法一〇三条の問題とはならない。買主は倒産債権者となる。所有権留保の場合、既に実行された なお、二八四条の「無駄になった費用」に関する損害賠償は履行に代えてというわけではないから対応する双務

2 買主の倒産

所有権移転の合意は何ら影響を受けない。

(1) 履行請求

務の履行を選択した場合、貫徹できない契約上の請求権は元の法的性質を有して行使できる。残代金は、即時に財 管財人は倒産法一〇三条の履行選択権を有すると同時に瑕疵に基づく四三七条の権利も有する。管財人が代金債

団債務として財団から支出せねばならない。

項、三四六条(解除の効果)、三四八条(同時履行)により契約上の履行として双務関係が生じた場合、履行選択 Henckel は代物給付と瑕疵物返還が双務であるとの立場から瑕疵物の返還が財団債務、 の際に売買代金の支払と財団からの目的物返還が履行されねばならない、とする。 代物請求の場合、四三九条四項により三四六条(解除の効果)以下に従うため瑕疵物を返還しなければならない。 Scherer は、今や代物請求と売買代金請求が双務性を有し(修補も同様とする)、瑕疵物の返還は四三九条四 代金債権は倒産債権とす

るとして、売主の代金債権のみが財団債務で瑕疵物の返還は倒産債権とする見解がある。さらに、Wegener は、 これに対して、双方を財団債務とすることは倒産手続開始前に瑕疵物を給付した売主を良い地位に置くことにな

除されるものの金銭換算される、とする。また、瑕疵物の取戻しは所有権留保で果たせる、と指摘する。 申告することもできない、とする。これに対しHuber は、代金は全額で財団債務であり、 二重に取ることになるので、瑕疵物の返還と代金請求の両方を倒産法四五条 既に買主に所有権が移転した場合は倒産法一○五条二文により売主は目的物を取戻すことができないとする。 (®) 瑕疵物の価値に相当する売買代金部分が倒産債権であり、 瑕疵物は財団に留まる。その上、 (債権の換算) 瑕疵物の返還請求は排 に基づき金銭換算して 目的物の価 この

行を請求できる、とする。 二 文 あり、管財人は残代金の支払に関する請求に対し瑕疵に基づく減額請求(四三七条二項、 求は貫徹力を失ったままとなる。Wittig は、倒産法一○三条と四三七条の瑕疵担保責任は相互に排除する関係に より倒産債権者となる。 疵部分を考慮すると既に支払われた額が過大であれば管財人は返還請求でき、 するかにつき、 管財人が代金債務の不履行を選択した場合、売主は倒産法一○三条二項に従い不履行に基づく損害賠償請求権に が抗弁不可能であるから、 価値関係という観点から入念に比較検討しなければならない、とする。これに対して、Kreft は瑕 BGHの判決によると倒産開始と共に未だ履行されていない請求である残代金と追完の 管財人は、未払の代金を財団債務として支払うのと引換えに瑕疵担保責任を貫徹 あるいは既払部分に相応する追完履 四三八条五項による四 項

は目的物を返還して売買代金を財団に返還請求し得る、とする。 部分が差額決算となり、 また、損害賠償の請求に関連して Scherer は、 買主により支払われた売買代金が履行拒絶により売主に生じた損害を上回る場合、 財団に保有される瑕疵物と買主により既に支払われた売買代金 管財人

行の選択は通常の場合と同様であり、 所 有権留保の場合、 倒産法一〇七条二項に明言されるように倒産法一 不履行を選択した場合は契約上の義務は失効し、 ○三条の適用がある。 売主は、 Scherer によると履 自らに留保した所

て既払金の返済と同時履行となる。付加的な損害賠償は、倒産法一○三条二項一文により倒産債権となる。以上の^(g) 有権に基づき目的物を自己に取戻し得るが、既払金を財団に返還しなければならない。この場合、取戻権を行使し

所有権留保の有無による差異は、実体法上の権利関係を反映している。

(2)解除

害賠償が行使できるかどうかが問題となる。Scherer,Wegener は肯定するものの、他の文献では殆ど述べられて 管財人が代金債務の履行を選択し追完請求したにも拘らず、売主が追完を履行しない場合、 解除・代金減額 · 損

ない。本稿では、以下において両者の見解を述べる。

ない、とする。 追完履行が選択され、その不履行があれば改めて解除権が発生する、とする。これに対して Scherer は、 売主は留保する所有権に基づき目的物を財団から取戻すことができるものの、既払金を財団に返還しなければなら 額決済とする。また、 行選択の場合、 始前に解除が表明されていた場合のみ返還債務関係は双方未履行であるから管財人に倒産法一○三条の選択権が生 Wegener は、手続開始前に生じた解除権が手続開始により遮断されるのは買主倒産時も同じであり、管財人の 履行が選択された場合、管財人は売買目的物を財団から返還し支払った代金を財団に取戻すことができ、 倒産法一○三条二項の倒産債権としての損害賠償において支払われた代金と財団に残る瑕疵物が差 所有権留保の場合、買主による解除で生じた返還債務関係の不履行を管財人が選択した場合、 手 不履

(3) 代金減額

残る場合、 代金減額の場合、 売主は倒産債権者となる。 売主倒産の場合と同様の理由で倒産法一○三条の選択権は生じない。 四四一 条四項、 三四六条 項 (解除の効果) により管財人が過払金を返還請 減額後もなお代金債務が

求できる場合、

売主は財団に支払わなければならない

項により返還請求権のみが生じる。管財人が残代金の滅額を表明した場合は履行の推定であり、 額を支払っていれば条件成就により所有権が移転する。 |号に従って財団から残代金を支払わなければならない。 所有権留保の場合、 Scherer は以下のように述べる。 買主が過払の場合は、 所有権留保の場合も同様に選択権は生ぜず、 選択権ではなく三四六、 倒産法五五条 減額後の代金 四 四 条四 項

(4) 損害賠償

倒産手続開始前に買主から代償的損害賠償が請求されていた場合のみ、管財人に返還債務関係に関して倒産法 Scherer は、 以下のように述べる。

害賠償を財団は請求し得る。 行選択と推定される。「小さな損害賠償」 を加えた売買代金の返還は請求できない。管財人が「大きな損害賠償」を請求した場合、 ○三条の選択権が生じる。 履行が選択された場合、 不履行が選択された場合、 の場合、 売主は財団に履行しなければならず、 代金の返還に対して瑕疵物を返還しなければならず、 瑕疵物は財団に留まり、 瑕疵物の価値を超過する損害賠 倒産法一〇三条の余地 返還債務関係に関する履 残りの 損 は

務は損害賠償請求に基づき失効する。 所有権留保 の場 合、 倒 **|産手続開始前に買主が損害賠償を請求したときは何れの方法であっても、** 売主は、 留保した所有権により瑕疵物を財団から取戻すことができるものの 売買代金支払義

ない。

売買代金を返還しなければならない。その他の点については、 同様である。

四 整理と分析

の履行選択権に関する構造の要と思われる点を指摘し、最後にわが国で今後の検討を要すると思われる点につき、 できておらず、筆者にその能力もない。したがって、以下、ドイツにおける瑕疵担保責任と倒産法における管財人 本稿はドイツにおける現状の紹介を目的としており、ドイツの状況を詳細に検討し一定の解答を用意する準備は

1 一債権者としての契約相手方と他の一般債権者との関係

卑見を述べるに留める。

留保の存在によって、他の一般債権者に比して優位になっていないか、優位としてその正当性の検証である。 は、 債務関係 契約当事者間の公平の先には、一債権者たる契約相手方と他の一般債権者との利益の比較が必要となる。具体的に 欠くとの観点から、管財人の選択権を介した当事者間の関係-まず確認として、瑕疵担保責任おいて実体法上の双務性がある債権債務関係は、①完全履行と代金支払、②返還 双務契約に関しては、わが国でも双務契約当事者の一方が破産した場合に相手の債権が破産債権となると公平を 双務契約の相手方も倒産財団に対しては一債権者であり、 (解除・履行に代る「大きな損害賠償」)であり、代金減額及び「小さな損害賠償」は双務性がない。 ―相手方債権の格上げ―が論じられている。その上で、 管財人の履行選択、追完以外の権利の行使、 所有権 な

点で他の債権者より優先する。

他

の債権者より優先する。

支払の関係につい お、 本稿でみたように、 ての み整 ②返還債務関係と履行選択については争いがあるため、 理する。 以下では、まず①完全履行と代金

代金につき売主の他 権者と平等である。 履行選択の場合は損害賠償 売主倒産におい · て、 追完履行が選択された場合、 一般債権者は債権額に応じた按分的な利益しか得られないため、 買主は、 (倒産債権) として処理され、 他の一 般債権者と同じ立場に立ち、 もちろん双務性から代金の完全な支払は果たされるもの 買主は一金銭債権者となり、 財団に対し追完請求権を有している。 買主は利益実現 利益実現の点で他 (追完) 追完の の一般債 の 不 の

等である。 常は同時に追完請求を伴うと考えられる 団 請求に関し不履行選択の場合、 財産の充実が図られ、 買主倒産において、 履行が選択された場合、 売主は、 他 の 売主は 他の一般債権者と同じ立場に立ち、 般債権者もその範囲でのみ利益を受ける。 管財人は、 (当初からだが) 一金銭債権者となり、 (所有権留保が合意されていれば所有権の移転が起こる)。 目的物保持に関心があるからこそ代金債務を履行選択するため、 財団に対し代金債権を有してい 代金支払を受ける売主は利益実現の点 利益実現の点で他の一 る。 これにより財 般債権者と平 売主の 代 通 金

倒産の際 以上より、 売主倒産時には追完の選択権、 の売主の代金請求であり、 契約相手方が他の一 般債権者より優先して扱われるのは、 後者は追完を伴うことが予想される。 買主倒産時には追完の拒絶(ないしは不履行)として、 売主 したがって、 |倒産の際の買主の追完履行 追完がキーワー 主導権は売主側に ドであ 買主

の代金確保を許すための追完の履行

(選択)

と捉えられる。

通常は、

売主倒産時には追完のコストを完

あることから、

代金全額を得る売主の

「セカンドチャンス」

もちろん、通が基礎にあり、

倒産法においても売主

(ないし

管財

て契約相手方の利益実現が優先するとしても、

売主側で追完が履行選択される。いずれも倒産における債権者自治に基く選択決定であるから、 全な代金確保の利益が上回り、買主倒産時にはまず管財人が目的物保持を望み残代金が直ちに提供されるからこそ、 履行の選択によっ

2 他の権利の行使可能性

では、 他の権利である損害賠償・代金減額・解除は、 倒産法上は行使できないのだろうか。 確かに、 これらの他

の権利は売主の代金確保を根拠づけるものではない。

瑕疵担保責任という包括的な債務あるいは制度があり、それが倒産手続においても選択の対象となれば、 はなく「双務契約の効力」自体が問題であり、「当事者間の等価性」こそが確保されるべきと考えると、 きなくなること、である。もっとも、実体法上は瑕疵担保に関する総ての権利は同時に発生するが追完が優先され の行使も肯定される。また、そう解すると手続開始による「貫徹力の遮断」も回避できる。 他 の権利が行使できない原因は、 その意味では、 他の権利も未履行の双務契約の一部である。 BGBでは追完が優先すること、 倒産手続開始により実体法上の権 債務法改正後は、 個別請求権レベルで 刹 そもそも 他の権利 は貫徹

保証した利益を享受し、実現する義務を直ちに引き継ぐ立場ではない。 は異なり、 段は並列で当事者が任意に選択できるということはあり得る。さらには、 いて―何がどこまで保護される利益か、という問題は、 確かに、 実体法レベルで契約において保証 保護・救済の度合いも異なる可能性がある。 (保護) される利益は何か、 しかし、倒産手続において―他の一般債権者との関係にお 別途検討する必要がある。即ち、 したがって、 個別契約ごとにどこまで合意されたの と考えた場合、 当事者が実体法上で保護・救 瑕疵担保における救済手 管財人は当事者が契約で

必ずしも他の債権者を不利にすると評価する必要はない。

当初からの等価関係である「代金・追完」のみであると一般に解されているのは、 済され得る契約利益の中で、 いるように、 て果たされ得ることになる。 追完は、救済として与えられる手段というより本来の履行請求であり、 そして、このような視点からみたとき、 他の一般債権者に比して有利にならない利益のみが、 ドイツにおいて倒産法上も実現可能 倒産法上も実現可能な利益とし やはりBGBで優先と解されて その他の救済手段とは質が異 な利益は

3 所有権留保の存在

なるために債権者自治を介した上で倒産法上も保護されていると分析できる。

ものである。 償」において、 意がある買主が瑕疵担保責任を請求したがために目的物を取戻されてしまうのは、 ろん手続開始による効力遮断、 金全額が得られないことを根拠に留保した所有権で目的物を取戻して利益を確保するのは、 た利益である約定代金は、 物の取戻しを認める。 債権者との関係で公平であるとしても、 既にみたように、Scherer は、 したがって、 貫徹力遮断により代金完済という条件の不成就が確定するとして、 確かに、 自ら相手方に対して利益実現を拒み代金を確保できない状況を作り出し、結果として代 同じく「瑕疵なき物の給付」という契約で保証された利益を履行してこそ、 管財人の法的立場の問題はある。 所有権留保は代金が完済されない場合に効力を発揮する。 売主倒産時の追完拒絶、 本来の所有権留保の合意が対象とする利益を超えていると言わざるを得な 追完履行選択後の不履行後に行使される「小さな損害賠 しかし、自らの利益実現のために代金を支払う用 留保された所有権に基づく瑕 例え既払金が返還され他 しかし、 如何であろうか。 契約で保証され 確保できる の 般

約定された代金支払が継続される。 したがって、 その 73 (熊本法学116号 '09)

61

買主倒産時は、

代金の履行選択は同時に追完請求を伴い、

の時点まで解除可能かという観点からも検討する必要がある。

滞となっているとは限らない。 後の支払の不履行、あるいは当初より代金支払につき不履行が選択された場合は、 を発揮する場面である。なお、買主に倒産手続が開始されたからといって、必ずしも当該売買代金に関して履行遅 所有権留保の実行は解除によることから(四四九条二項)、倒産手続開始に至るど 所有権留保の合意がまさに効果

おわりに

となる実体法の設計において、 同時履行の抗弁権、 契約」と「双務性を有する債権債務」の関係について、等価性という点から改めて検討の必要がある。具体的には、 行った。その要点を指摘しつつ、わが国において関連すると思われる点につき言及し本稿を閉じる。 第一に、債務不履行から契約不履行という観点で、問題を債権レベルではなく契約レベルで考えた場合、「双務 本稿では、ドイツにおける瑕疵担保責任と倒産管財人の履行選択権をめぐる見解を紹介し、若干の整理と分析を あるいは管財人の選択権をどのような場合に認めるか、という問題で表面化する。まず、 瑕疵があれば、追完・代金減額・損害賠償・解除という当事者意思を見出す、 基礎

考えられる。近時、

追完を優先し、

除は、その後に行使できるとした。「契約は守られるべし」との観点からは、この順に遠ざかっていく救済手段と

わが国でもレメディ・アプローチも提唱されており、どのような制度設計となるかは幾つかの

等価性の事後的調整である代金減額、事後の填補・代償である損害賠償、債務からの解放である解

いは制度として規定するとして、その際の相互関係や優先順位をどうするのか。BGBは、

本来の履行請求である

除ではなく、

可能性があり得る。

利は他の一般債権者との関係で合理的なものに限定する方法も考えられる。卑見としては、 が国の破産法五三条の選択権は、履行か解除の選択である。「双務契約において……履行を完了していない」とは、 についても、 完全な代金確保と完全履行請求が等価性を有するならば、等価性を保つための事後的な契約の調整である減額請求 厳密な等価性のみ要求すると、仮に実体法で複数並列の救済手段を用意しても、 あるとして、それ以上特に論じられていない。実体法上の権利との関係で、再検討する必要はないのか。次に、 破産法の問題として、 ドイツのように管財人の選択を履行か不履行かの選択とする必要はないのか。 追完と同じ価値を与える可能性があると考える。また、 まず、 わが国では、 破産手続開始の効力につき包括執行であるから差押と同様で 瑕疵担保責任の債務不履行化に関連して、 破産法上においても実現できる権 ドイツ法においても

権留保の有無で差を設けるべきではないと考えている。特に売主破産においては、手続開始の効力をどう捉えるか ことを理由に、 管財人の選択権の対象としない。 本稿で述べたように、ドイツ倒産法一○七条の所有権留保の規定は、管財人の履行選択権の特則であり、 ての規定ではない。 ドイツでも殆ど論じられていないが、所有権留保の存在は、瑕疵担保責任にどのような影響を及すの 破産法五三条の適用を認めない。卑見としては、本稿で述べたように、瑕疵担保責任について所有 同条一項は、 わが国の通説的見解は、 売主倒産時に買主は自らの債務を履行し目的物の所有権を取得することを認め 所有権留保につき、 売主になすべき債務は残ってい 担保とし ない

が

(瑕疵なき物の取得)

があり、

単に約定代金が得られないことを理由に直ちに所有権留保の実行を認めるべきではないと考える。

は脇におくと、

追完以外の手段が行使される場合、売主側の事情で買主に保証された利益

契約という観点からは所有権留保の条件である売主の利益

(完全な代金の支払)

も連関させる必要

(1)倒産法第一○三条 [倒産管財人の選択権]

①債務者及び相手方が共に倒産手続開始時に双務契約を履行していないかまたは完全には履行していないときは、

管財人は、債務者に代わりその契約を履行しまたは相手方に履行を請求することができる。

らない。管財人がこの意思表示を怠るときは、管財人は、履行を主張することができない。

手方が管財人にその選択権の行使を催告したときは、管財人は、履行を請求するか否かを遅滞なく意思表示しなければな

②管財人が履行を拒否するときは、相手方は、不履行に基づく債権を倒産債権者としてのみ主張することができる。相

野正三郎 『ドイツ倒産法入門』成文堂(二〇〇七年七月)を参照した。ドイツにおける状況については以下を参照した。 (2)BGBの条文については半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』信山社(二〇〇三年三月)、倒産法の条文については吉

同「シンポジウム債務不履行―売買の目的物に瑕疵がある場合における買主の救済―ドイツ法」比較法研究六八巻(二〇

岡孝「目的物の瑕疵についての売主の責任」『契約法における現代化の課題』法政大学出版局(二〇〇二年三月)一〇三頁。

○○七年一月)七○九頁。青野博之「売買目的物に瑕疵がある場合における買主の権利と売主の地位」判例タイムズーー ○六年八月)六頁。同「ドイツ債務法現代化法における買主の追完請求権について」『法の生成と民法の体系』創文社(二

六号 (二〇〇三年六月) 一二頁。

債務不履行となったため、「担保責任」との語を用いるのが適切か考えたが本稿では従来どおり担保責任と記す。

3 BGB第四三三条 [売買契約における契約類型的な義務]

①売買契約により物の売主は、買主に物を引渡し、物の所有権を移転する義務を負う。売主は、 物及び権利の瑕疵のな

い物を移転しなければならない。

②買主は、売主に合意された売買代金を支払い、売却された物を引き取らなければならない。

倒産

(4)BGB第二八○条 [義務違反による損害賠償

①債務者が債務関係に基づく義務に違反したときは、

債務者が義務違反につき責を負わない場合は、この限りではない。(二項以下は省略

債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができ

- (5) BGB第四三七条 [瑕疵における買主の請求権及び権利
- 物に瑕疵があるときは、買主は、 四三九条に従って追完履行を請求し 以下の条項の要件が存在し、 かつ異なった定めのない限り、
- _ Ξ 四四〇、二八〇、二八一、二八三条及び三一一a条に従い損害賠償を、または二八四条に従い無駄になった費用の 四四〇、三二三条及び三二六条五項に従って契約を解除し、または四四一条に従って売買代金を減額し、

賠償を請求することができる。

「目的物の瑕疵についての売主の責任」一○七頁は、他の制度は期間の設置が必要なために追完が優越すると述べる。 ト、大場浩之・藤巻梓/共訳「債務法改正後のドイツ売買法」比較法学三七巻二号(二〇〇四年)二七八頁。岡・ 前掲 (σ) Inge Scherer, Neues Kaufgewährleistungsrecht und §103 InsO, NZI 2002, S.

357. ウルリッヒ・アイゼンハル

(7) BGB第四三九条 [追完履行]

①買主は、

②売主は、 追完履行のために必要な費用、なかんずく、運送、秤量、労務、及び材料の費用を負担しなければならない。

追完履行としてその選択に従い、瑕疵の除去または瑕疵のない物の引渡しを請求することができる。

のみ可能な場合にも拒絶することができる。それに際して、なかんずく、瑕疵のない状態における物の価値、 買主によって選択された追完の履行を、二七五条二及び三項にもかかわらず、それが不相当な費用を用いて 瑕疵の意味

及び買主にとって著しい不利益なしに、追完履行の他の種類がなされ得るか否かという問題が、考慮されるべきである。

売主の権利は、影響を受けない。 買主の請求権は、この場合その他の追完履行の種類に制限される。これもまた一文の要件のもとに拒絶することができる

- る物の返還を請求することができる。 ④売主が、 追完履行のために瑕疵のない物を給付するときは、 彼は、買主から三四六―三四八条の標準に従って瑕疵あ
- 8 ドイツにおける指摘につき岡・前掲「ドイツ債務法現代化法における買主の追完請求権について」七二〇頁。
- (9)BGB第四四○条 [解除及び損害賠償のための特別規定]

ない。追完履行は、なかんずく、物または瑕疵の種類、またはその他の事情に基づいて異なったことが生じない場合には、 買主に帰属する追完履行の種類が不奏効に終わり、または彼にとって期待し得ない場合にも、 二八一条二項及び三二三条二項の場合以外に、売主が、追完履行の二つの種類を四三九条三項に従って拒絶し、または 期間の指定は必要とはされ

無駄に終った第二の試みの後は、不奏効に終ったものとみなされる。

時の主張が正当化される場合は、 期間の指定は不要である。」と規定し、第三二三条二項は、債務者が給付を真摯かつ最終

(第二八一条二項は「債務者が給付を真摯かつ最終的に拒絶し、または両当事者の利益を考慮して損害賠償請求権の即

的に拒絶した場合、いわゆる定期行為の場合は期間の設置は不要とする。)

(10)四三九条四項は三四六条一項を指示。この点については岡・前掲「ドイツ債務法現代化法における買主の追完請求権に ついて」七二八頁

(11) その際の減価の算定式は、 前掲「ドイツ債務法現代化法における買主の追完請求権について」七一三頁)。岡論文には、使用利益の算定も具体的に論 代金×現実の瑕疵ある状態での価値÷瑕疵のない状態での物の (仮定的) 価値である

じられている。

(熊本法学116号 '09) 78

(12) BGB第四四一条 [減額]

①買主は、 解除に代えて、 売主に対する表示により売買代価を減額することができる。三二三条五項二文の排除事由は

適用されない。

②買主または売主が複数当事者であるときは、減額は、 総ての者からまたは総ての者に対して表示され得る。

③減額に際して、売買代価は、契約締結時に瑕疵のない状態における物の価値が実際の価値との間で有したであろう割

合に従って減額される

④買主が、減額された売買代価以上の額を支払ったときは、 差額が売主から返還されるべきである。三四六条 一項及び

三四七条一項が準用される。

(11) 半田・前掲一二二頁。二つの損害賠償の具体的な点については、 岡・前掲「目的物の瑕疵についての売主の責任」一一

五頁。

(1) 倒産法第一○七条 [所有権留保]

①倒産手続の開始前に債務者が動産を所有権留保の下で売り、

売買契約の履行を請求することができる。 債務者が買主に対して更なる義務を負い、かつ、これらを履行せずまたは完全

かつ、買主にその物の占有を移転したときは、

買主は、

に履行していないときも、同様とする。

権の行使を催告される倒産管財人は、 ②倒産手続の開始前に債務者が動産を所有権留保の下で買い、かつ、売主からその物の占有を得たときは、 報告期日の後に遅滞なく第一〇三条第二項第二文による意思表示をしなければなら 売主に選択

ない。 報告期日までに物の価値の著しい減少が予想され、 かつ、債権者が倒産管財人にこの状況を示したときは、 この限

りではない。

- (5) MünchKomm-InsO, 2. Auf.- Huber, § 103 Rn 141; Scherer, a. a. O., S. 357. もっとも、 特に理由は述べられていな
- いため本稿の分析は私見である。
- (£) BGHZ 89, 189.
- (\(\sigma\)) BGHZ 103, 250;BGHZ 106, 236.
- (2) BGHZ 150, 353;BGHZ 155, 87. 以下の三点は、Michael Huber, Rücktrittsrecht des Vorbehaltsverkäufers in der Insolvenz des Vorbehaltskäufers, NZI 2004, 58. による。
- (19) Reinicke/Tiedtke, Kreditsicherung, 5.Auf., Luchterhand, 2006, S. 296. も同様の見解を述べる。
- (20)ハンス・プリュッティング・三上威彦/訳「ドイツにおける近時の判例にみられる倒産管財人の選択権」慶応法学六号 (二〇〇六年八月) 三一三は置換わる点を指摘する。
- (21)プリュッティング・前掲三一六頁。記述では、貫徹力喪失説の箇所では、履行請求権という言葉と同時に「契約の処理 ことが示唆されている (三一二頁)」、「契約の履行を拒絶……契約の履行を請求(三一三頁)」と表現されており、個別債権レベルの問題ではない
- (🕄) Gerhart Kreft, Ausgesuchte Fragen zum Einfluss des neuen Schuldrechts auf die Erfüllungswahl nach § 103 InsO, ZInsO 2003, S. 1122
- (⅔) MünchKomm-InsO /Huber,§103 Rn 141;Scherer, a. a. O., S. 357f.; Arne Wittig, Auswirkungen der Schuldrechtsreform auf Insolvenzrecht, ZInsO 2003, S. 638
- (작) BGHZ 68, 379 (380) = NJW 1977, 1345
- (전) Dirk Wegener, Das Wahlrecht des Insolvenzverwalters unter dem Einfluss des

30

BGB第四四九条 [所有権留保

Schuldrechtsmodernisierungsgesetzes, Rws 2007, S. 183;Scherer, a. a. O., S. 358. Scherer ゼ、Fn20や、Häsemeyer,

- InsolvenzR, 2. Aufl. (1998), Rn. 20. 26及び BGHZ 68, 379 (380) を引用する。
- (%) Scherer, a. a. 金が返還されなければならない。 O., S. 358. Scherer は、BGHZ 68, 379 (380f.) を根拠として挙げる。もちろん、この場合財団から代
- 27 MünchKomm-InsO, 2. Auf.-Kreft, § 103 Rn. 32
- 28 BGHZ 155, 87. (Urteil vom 27. 05. 2003 - IX ZR 51/02)
- 29 Scherer, a. a. O., S. - 358. もっとも、既に支払われた売買代金を財団から返還しなければならない。
- 払という停止条件の下で移転することが認められなければならない ①動産の売主が売買代金の支払まで所有権を留保した場合において、疑わしいときは、所有権は、売買代金の完全な支
- ②所有権留保に基づいて、売主は、契約を解除した場合にのみ目的物の返還を請求すことができる。

(所有権留保)。

③所有権移転が、 買主が第三者、特に売主と密接な関係にある事業者の債権を履行することに依存する限り、

保の合意は、

無効である。

学一〇七号 (二〇〇五年一月) 〈債務法現代化における所有権留保については、 四九頁。 拙稿「債務法現代化法後のドイツ民法典における所有権留保」

- 31 倒産法第五五条 [その他の財団債務
- ①以下の債務も、 財団債務とする。
- 倒産管財人の行為によりまたは他に倒産財団の管理、 換価及び配当により生じた債務で、 倒産手続の費用に属しな

熊本法

いもの。

双務契約に基づく債務で、倒産財団に対し履行が求められるかまたは倒産手続開始後の分につき履行されなければ

ならないもの。

財団の不当利得に基づく債務

(二項以下、省略

MünchKomm-InsO /Huber, § 103 Rn. 86.

32

(33) BGB第二七五条 [給付義務の排除]

②債務者は、これが、債務関係の内容及び信義誠実の原則の考慮のもとに、債権者の給付利益と著しい不均衡にある費 ①給付請求権は、これが債務者または誰でもにとって不可能になったときは、 排除される。

用を必要とする限り、給付を拒絶することができる。債務者に期待されるべき緊張の決定に際しては、債務者が給付障害

について責を追うべきかどうかもまた、顧慮されるべきである。

障害となっている事情を考慮して、期待されない場合にも、給付を拒絶することができる。

③債務者は、更に、彼が給付を自らなす義務を負い、かつそれが彼にとって、債権者の給付利益とともに、彼の給付の

④債権者の権利は、二八〇条、二八三条―二八五条、三一一a条及び三二六条に従って決定される。

MünchKomm-InsO /Huber, § 103 Rn. 139.

35 MünchKomm-InsO /Huber, § 103 Rn. 142

(36) Wegener, a. a. O., Rn. 682. は、倒産法第一○三条は介入していないので買主はこれらの権利行使を妨げられないと指

ドイツにおける瑕疵担保責任の債務不履行化と倒産管財人の履行選択権

45

Wegener, a. a. O., Rn. 707.

- (중) Wegener, a. a. O., Rn. 700.
- (%) Wegener, a. a. O., Rn. 306ff. 但し、BGHの判決(Urteil vom 23. 10. 2003 IX ZR 165/02, ZIP 2003, 2379.) は、手続開始後の買主の解除につき可能か否かの判断を意識的に回避したと指摘する(Rn. 701.)。
- (유) Scherer, a. a. O., S. 359.
- (4) Scherer, a. a. 0., s.
- 41 359
- (4) Scherer, a. a. O., S. 359.; Wegener, a. a. O., Rn. 698. MünchKomm-InsO /Huber, § 103 Rn. 138, 141.
- Scherer, a. a. O., S. 359

(3) Scherer, a. a.

0., S.

360.

- 46 Scherer, a. a. O., S. 358.
- 48 Scherer, a. a. 9 Ś 359.

47

Scherer, a. a.

Ģ

S

359

- (49) Scherer, a. a. O., S. . 358.
- <u>50</u> Wegener, a. a. O., Rn. 724
- 51 Scherer, a. a. O., S. 360.
- 52 以上の見解は、Scherer, a. a. O., Ś 360.
- 53 Scherer, a. a. O., S. 361.

Jaeger/Henckel, KO, 9. Aufl. (1997), § 17 Rn. 103の見解として、Scherer, a. a. 9 Ś 361. (Fn. . 52.) 及び

Wegener, a. a. O., Rn. 745. で言及されている。

<u>55</u> Scherer, a. a. 9 Ś

(57) 倒産法第一○五条 [可分給付] (6) Kübler/Prütting/Tintelnot, InsO,§ 103 Rn. 65. 場合には、 債務として負担する給付が可分であり、かつ、相手方が倒産手続開始時においてその負担する債務を一部履行している 倒産管財人が給付が未履行であることに基づいて履行を求めるときであっても、相手方は、 の見解として、Wegener, a. a. O., Ś 214. (Fn. 647.) で言及され 反対給付を求める

その請求権の一部給付に対応する額について倒産債権者とする。相手方は、その反対給付を求める請求権の不履行に基づ

いて、手続開始前に債務者の財産となった一部給付を倒産財団から返還請求する権利を有しない。

Wegener, a. a. 0., Rn. 752

(5) Wegener, a. a. O., Rn. 754

<u>60</u> MünchKomm-InsO /Huber, § 103 Rn. 143. なお、Huber は、以上の内 Wegener の見解のみを引用し記述している。

(6) Scherer, a. a. O., S. 361

(62)BGB第四三八条 [瑕疵担保請求権の時効]

を行使したときは、売主は、契約を解除することができる。 ④四三七条に述べられた解除権については、二一八条が適用される。買主は、二一八条一項による解除の無効にもかか 彼が解除に基づいてその権利を有するであろう限り、売買代価の支払いを拒絶することができる。 彼がこの権利

- 63 Wittig, a. a. O., ò 639. 残代金債権が過大な場合は、追完請求をしない方が財団にとって得策である。
- (4) MünchKomm-InsO /Kreft, § 105 Rn. 19
- 65 0., S.

Scherer, a. a.

361

- 66 MünchKomm-InsO /Huber, § 103 Rn. 143
- 67 Scherer, a. a. 9 Ś 361
- 68 していない。 Wegener, a. a Ģ, Rn. 762ff. なお、 Wegener は買主倒産時の代金減額と損害賠償の具体的内容については殆ど言及
- <u>69</u> Scherer, a. a. 0 Ś 362
- (2) Scherer, a. 主は目的物を、 ы 売主は既払金を返還することになり、結論は変らない。 9 ò 361f. 履行の選択については述べられていないが、 解除による返還債務関係が実現するため、 買
- 71 Scherer, a. . а 0 S 361
- (2) Scherer, a. a. 0 Ś
- 財人に有利に変更したもの、 択の際には相手方請求権を財団債権に格上げすると解する。これに対して、伊藤真教授は不利な契約は解除できるよう管 福永有利教授は同時履行の抗弁付き破産債権であり両すくみ状態を打破するために履行選択

(73)この問題は改めて本稿で触れる必要はないと考えるため要点のみ記す。通説は、双務契約当事者の公平性から、

履行選

時は特別に財団債権に変更される、と主張されており、通説と共になお議論が交わされている。

(74)この点は、Michael Huberの前掲論文が検討しており、

(75)特にインパクトがあったものとして、特別座談会「債権法の改正に向けて」ジュリスト一三〇七号(二〇〇六年三月)

別稿を予定している。

月)八一頁。また、契約との観点から破産法上の効力を検討するものとして、中田裕康「契約当事者の倒産」『倒産手続と 一〇二頁、同一三〇八号(二〇〇六年三月)一三四頁。特集「契約責任の再構築」ジュリスト一三一八号(二〇〇六年九

民事実体法』別冊NBL六〇 (二〇〇〇年一〇月) 商事法務研究会。

(76) 手続開始前に解除権が行使されたが返還債務関係が履行されない間に破産手続が開始された場合や、履行選択後に不履 権―倒産手続開始後における倒産者の相手方による解除権行使を中心として―」『権利実現過程の基本構造』(二〇〇二年 行となった場合の解除の問題などが考えられる。実体法上の解除権との関係については、福永有利「倒産手続と契約解除

六月)有斐閣、が検討している。

(熊本法学116号 '09) 86